

議答申個第9号の2

平成16年2月10日

生駒市長 中本幸一 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会

会長 下村敏博

電子計算機の結合に関する意見について（答申）

平成16年1月21日付け生介第524の2号で諮問のあった下記の事項について、別紙のとおり答申します。

記

生駒市個人情報保護条例第10条の規定により、審議会の意見を聴くこととされている事項

〔内容〕

介護保険適正化対策事業の電子計算機結合システムを利用し、奈良県国民健康保険団体連合会への情報提供を伝送化することについて

答 申

<p>審 議 案 件</p>	<p>介護保険適正化対策事業の電子計算機結合システムを利用し、奈良県国民健康保険団体連合会への情報提供を伝送化することについて</p>
<p>審議会の意見</p>	<p>適当なものと認める。 なお、システムの運用に当たっては、個人情報の漏えい、滅失、損傷等のないよう、常に最善のセキュリティ対策を講じられることを申し添える。</p>
<p>審 議 内 容</p>	<p>本件は、給付費支払関係データ及び住民異動関係データを介護保険適正化対策事業システムを利用した伝送化について、条例第10条の規定により本審議会に諮問されたものである。</p> <p>本審議会は、本件結合に係るセキュリティの内容（専用パソコンによる情報の提供を行い、奈良県国民健康保険団体連合会においての情報の利用は別のパソコンで行う。データの暗号化、電話回線を使ったダイヤルアップルータによる接続とID、パスワードの設定、データの送信が介護保険課側からのアクセスによってのみ行われること等）、伝送による業務の効率化・安全性・経済性等について慎重に審議した。その結果、本件による電子計算機の結合には公益上の必要性があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められることから、上記のとおり意見を取りまとめた。</p>
<p>結 合 先</p>	<p>奈良県国民健康保険団体連合会</p>
<p>審 議 日</p>	<p>平成16年1月23日</p>
<p>所 管 課</p>	<p>福祉健康部 介護保険課</p>